平成２７年（フ）第１０９２号
札幌市手稲区前田５条11丁目２番６号
債務者　岡田　泰広
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４３号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字里屋敷18番地５　グリーンコート206号、従前の住所愛知県知多郡美浜町大字河和字六反田171番地７棟202号　山本律子方
債務者　ポーラ東雲営業所こと　鈴木　瑞子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小嶋　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６３号
神奈川県大和市下鶴間644番地６　つきみ野コーポ101
債務者　高橋　七重
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７３号
名古屋市中川区荒中町45番地　市営一柳荘２棟706号
債務者　曽我　　章
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　圭悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６４号
栃木県宇都宮市下戸祭２丁目13番３号　ＵＥＫＩハイツ703、前住所栃木県下都賀郡壬生町幸町３丁目４番16号
債務者　大橋　淳史（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３５７号
東京都世田谷区上北沢４丁目34―11―201
債務者　笹田　彩子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３７６号
東京都八王子市明神町３丁目２－１―201
債務者　山崎　拓也
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４０６号
東京都大田区西糀谷２丁目22―18　マツイチサンパレスＮＯ７　502
債務者　松澤　英二
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４１０号
東京都北区王子２丁目４－３―101
債務者　小原　明美
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４１４号
東京都江東区東砂２丁目11―12―302
債務者　鈴木　佑子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４１６号
東京都大田区西糀谷３丁目33―７　ロングハウス２Ｂ
債務者　橋本　　玲
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４１９号
東京都中野区上高田２丁目40―27―201
債務者　櫻田　悠理
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４２０号
東京都練馬区南田中１丁目７―15―202
債務者　大川　僚子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４２４号
東京都豊島区池袋２丁目68―11―302
債務者　松本　美佳
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部